

榛東村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

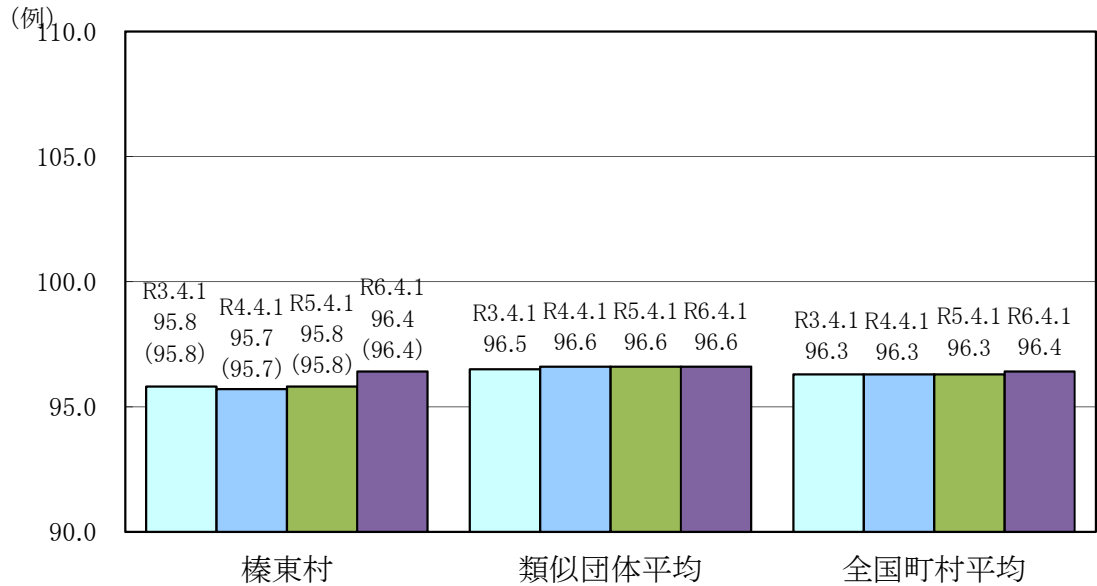
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 14,648	千円 8,703,253	千円 224,829	千円 866,135	% 10.0	% 10.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 87	千円 263,918	千円 48,166	千円 112,735	千円 424,819	千円 4,883	千円 5,708

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

☒実施 ☐未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準0%に対し、榛東村においては支給なし。 (実施時期) 非支給対象地域であるため予定なし。												
(参考)												
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
榛東村の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
榛東村	39.1 歳	294,039 円	351,223 円	301,867 円
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円	358,767 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.8 歳	309,513 円	358,114 円	334,718 円

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		榛東村	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	200,900 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	169,900 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

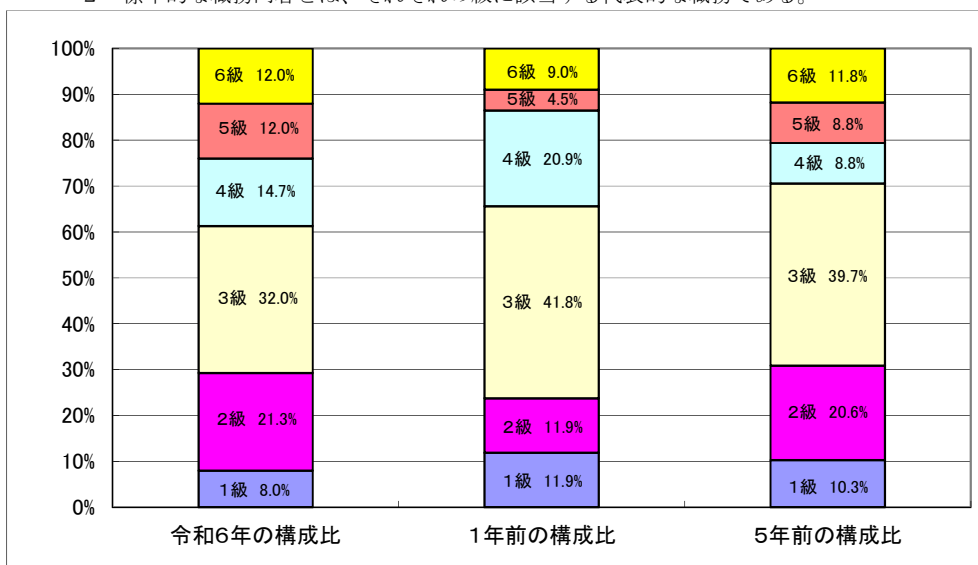
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,600 円	363,100 円	379,500 円	404,500 円
	高 校 卒	243,600 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

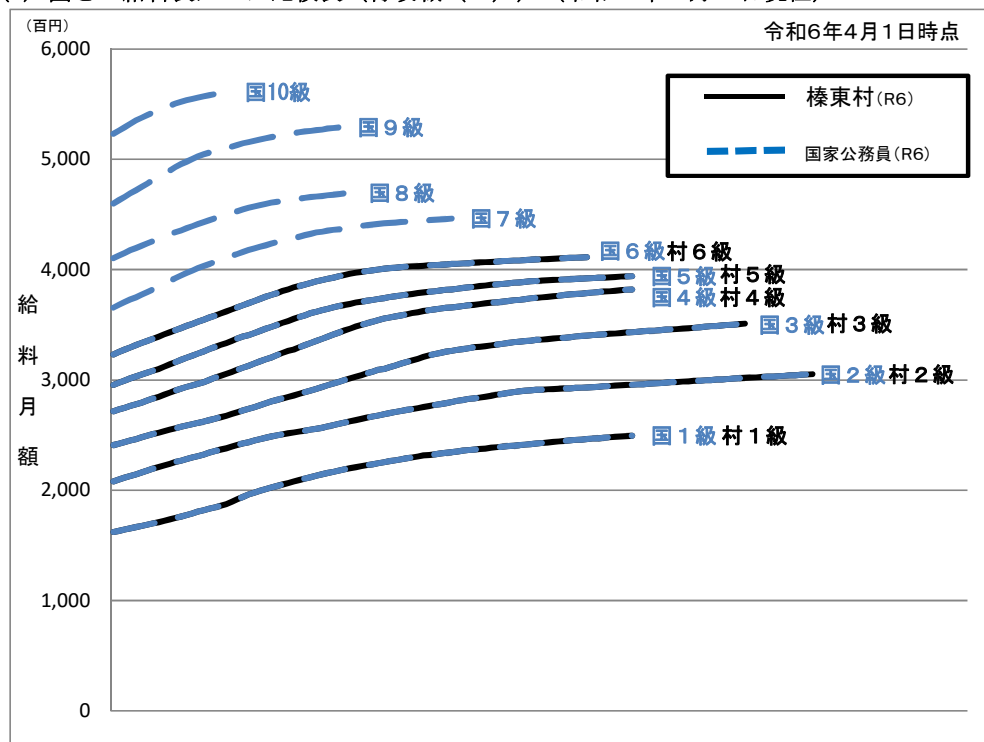
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又はこれに相当する職務	6 人	8.0 %	162,100 円	249,400 円
2級	主任又はこれに相当する職務	16 人	21.3 %	208,000 円	305,200 円
3級	主査又はこれに相当する職務	24 人	32.0 %	240,900 円	351,000 円
4級	係長又はこれに相当する職務	11 人	14.7 %	271,600 円	382,000 円
5級	園長の職務 課長補佐の職務 局長補佐の職務	9 人	12.0 %	295,400 円	394,000 円
6級	課長の職務 局長の職務	9 人	12.0 %	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 榛東村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（榛東村）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

榛東村	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,455 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,632 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%、管理職加算:10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%、管理職加算:10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（榛東村）

令和6年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○ ○	○ ○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

榛東村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (2~20%加算) (退職時特別昇給 なし 1人当たり平均支給額 1,374 千円 - 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
－	－ %	－ 人	－ %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			50 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			10,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			5.1 %	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務手当	差押処分、村税の滞納処分に 従事した者	差押処分、村税の滞納処分	50 千円	日額 800 円
感染症等防疫作業手当	感染症等防疫作業に従事した 者	感染症等防疫作業	0 千円	日額 1,000 円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人等の取扱業務 に従事した者	行旅病人の取扱業務	0 千円	日額 500 円
		行旅死亡人の取扱業務	0 千円	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	34,749 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	419 千円
支給実績（令和4年度決算）	23,047 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	285 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」
と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手
当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	1 配偶者月額 6,500円 2 子1人につき月額 10,000円 3 16歳から22歳まで の子を扶養 月額1人5,000円加 算 4 父母等1人につき 月額 6,500円	同じ		7,815 千円	211,217 円
住居手当	月額16,000円を超える 家賃の支払者に家賃月 額により28,000円を限 度に支給	同じ		4,793 千円	281,948 円
通勤手当	1 交通機関利用者運 賃など 相当額を支給 （月額55,000円を限 度） 2 交通用具使用者 距離によって月額 31,600円を限度に支給	同じ		4,321 千円	61,722 円
管理職手当	定額 課長及び局長 62,300円 園長 50,700円 課長補佐、局長補佐、 館長、所長及び管理者 42,800円	同じ		12,104 千円	712,029 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ た職員が勤務した場合 に日額4,400円を支給	同じ		559 千円	9,472 円
管理職特別勤務手当	課長及び局長 6,500円 園長 5,000円 課長補佐、局長補佐、 館長、所長及び管理者 4,000円	同じ		719 千円	79,872 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	725,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
		(	円)	855,000	円／	382,500 円
	副市町村長	578,000	円	700,000	円／	430,400 円
		(	円)			
報 酬	議 長	305,000	円	408,000	円／	230,000 円
		(	円)			
	副 議 長	235,000	円	342,000	円／	180,000 円
		(	円)			
期 末 手 当	議 員	210,000	円	323,000	円／	157,000 円
		(	円)			
	市区町村長	(令和5年度支給割合)				
	副市町村長	4.5	月分			
退 職 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長	4.5	月分			
	議 員					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
		給料月額×在職年数×5.2	15,080,000 円	每期毎、退職時		
	副市町村長	給料月額×在職年数×3.0	6,936,000 円	每期毎、退職時		
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

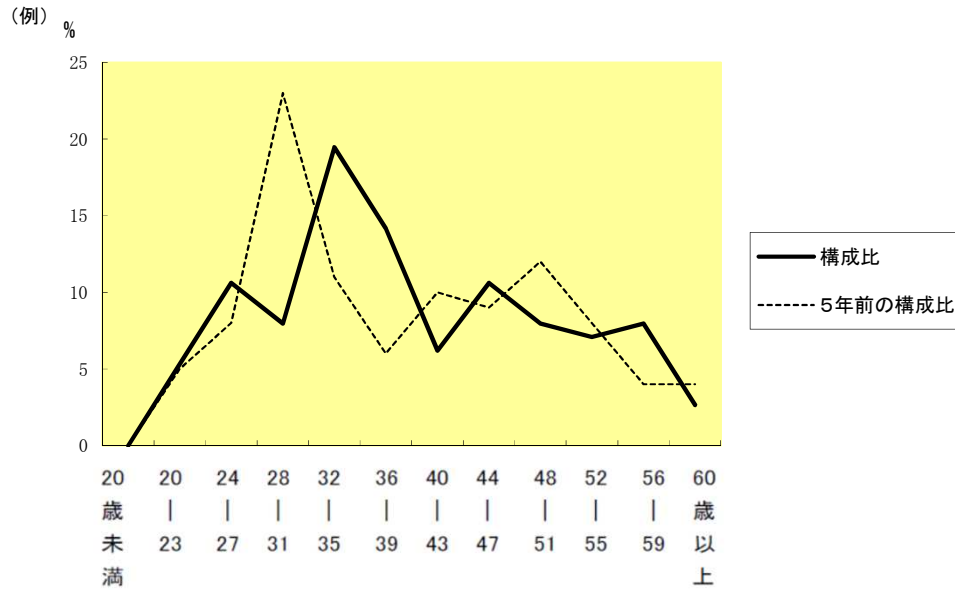
(各年4月1日現在)

（令和4年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	・広域組合派遣職員分の補填+1 ・秘書業務の体制強化+1 ・監査業務の体制強化+1 ・総務課新規採用+1 ・税務課新規採用+1 ・県派遣職員分の補充+1 ・農業業務新規採用+1
		総 務	20	24	4	
		税 務	10	11	1	
		農林水産	8	10	2	
		商工	1	1	0	
		土木	7	8	1	
		民生	12	13	1	
		衛生	7	7	0	
		計	67	76	9	
	教育部門		20	21	1	・公民館に職員配置+1 ・幼稚園から社会教育へ異動+1-1 ・文化財から総務へ異動-1 ・社会教育新規採用+1
	消防部門					
	小 計		87	97	10	<参考> 人口1万当たり職員数 52.21 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 88.99 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	上水道		3	3	0	・国保:職員から会計年度へ-1
	下水道		3	3	0	
	その他		11	10	-1	
	小 計		17	16	-1	
合 計			104	113	9	<参考> 人口1万当たり職員数 77.63 人
			145	145	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ゝ 23歳	24歳 ゝ 27歳	28歳 ゝ 31歳	32歳 ゝ 35歳	36歳 ゝ 39歳	40歳 ゝ 43歳	44歳 ゝ 47歳	48歳 ゝ 51歳	52歳 ゝ 55歳	56歳 ゝ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	6人	12人	9人	22人	16人	7人	12人	9人	8人	9人	3人	113人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
部門別							
一般行政	61	65	67	70	67	76	15 (24.6 %)
教育	22	22	22	19	20	21	-1 (-4.5 %)
消防							
普通会計計	83	87	89	89	87	97	14 (16.9 %)
公営企業等会計計	17	16	17	17	17	16	-1 (-5.9 %)
総合計	100	103	106	106	104	113	13 (13 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
令和5年度	千円	千円	千円	%	%
	263,169	29,982	19,700	7.5%	7.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	3	7,744	1,306	2,579	11,629	3,876	6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	46.0 歳	296,740 円	347,996 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村(水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
859 千円	1,455 千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.45 月分 2.05 月分	2.45 月分 2.05 月分
(1.375)月分 (0.975)月分	(1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

榛東村(水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 (2～20%加算)
(退職時特別昇給 なし)	(退職時特別昇給 なし)
1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	1人当たり平均支給額 1,374 千円 ー 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		15 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		7,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		66.7 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	15千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	396 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	198 千円
支給実績(令和4年度決算)	395 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	198 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者月額 6,500円 2 子1人につき月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人5,000円加算 4 父母等1人につき 月額 6,500円	同じ		259 千円	172,667 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃の支払者に家賃月額により28,000円を限度に支給	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	1 交通機関利用者運賃など 相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 距離によって月額31,600円を限度に支給	同じ		58 千円	23,200 円
管理職手当	定額 課長及び局長 62,300円 園長 50,700円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 42,800円	同じ		374 千円	373,800 円
管理職特別勤務手当	課長及び局長 6,500円 園長 5,000円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 4,000円	同じ		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
令和5年度	千円 366,385	千円 86,289	千円 10,790	% 2.9%	% 6.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
令和5年度	人 4	千円 11,629	千円 1,852	千円 2,752	千円 16,233	千円 4,058	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	42.2 歳	356,871 円	366,913 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村(下水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(令和5年度) 688 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,455 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

榛東村(水道事業)	榛東村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 1,374 千円 ー 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		— %		
手当の種類(手当数)		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	140 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	47 千円
支給実績(令和4年度決算)	199 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	99 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者月額 6,500円 2 子1人につき月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人5,000円加算 4 父母等1人につき 月額 6,500円	同じ		597 千円	398,000 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃の支払者に家賃月額により28,000円を限度に支給	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	1 交通機関利用者運賃など 相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 距離によって月額31,600円を限度に支給	同じ		143 千円	40,914 円
管理職手当	定額 課長及び局長 62,300円 園長 50,700円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 42,800円	同じ		374 千円	373,800 円
管理職特別勤務手当	課長及び局長 6,500円 園長 5,000円 課長補佐、局長補佐、館長、所長及び管理者 4,000円	同じ		0 千円	0 円